

債 権 譲 渡 届 出 書

年 月 日

県税事務局長
 沖縄県 自動車税事務局長 殿
 事務局長

下記の県税の過誤納金に伴う還付請求権を次の者に譲渡したので通知します。

納税義務者 住 所 : _____
 (債権譲渡人)
※自署による記入
 氏 名 : _____ ⑩

県 税 過 誤 納 金

税 目	税 (年 月 分) (課 税 番 号)	
(自動車税の場合のみ記入)登録番号	沖 ・ 沖縄	※4月1日現在で記入してください。
納 付 年 月 日	年 月 日	
過 誤 納 金 発 生 理 由	(二重納付 ・ 抹消登録 ・ その他 _____)	

県 税 過 誤 納 金 還 付 請 求 書

年 月 日

県税事務局長
 沖縄県 自動車税事務局長 殿
 事務局長

上記県税の過誤納金について、債権の譲渡を受けたので還付を申請します。
 なお、還付金受領後に譲渡人から不服の申し立てがあった場合は、一切責任を負います。

〒

申 請 人 住 所 : _____
 (債権譲受人) (所在地)
 氏 名 : _____ ⑩
 (名 称)
 (代表者氏名): _____

T E L : () -

受 付 印

申 請 人 (債権譲受人) 振込先銀行等	銀行		支店
	当座 ・ 普通	口座番号	
	(フリカ ^ナ)		
※郵便局への振込はできません。	名 義 人		

(注意事項)

- 1 納税義務者(債権譲渡人)の押印は、登録している印鑑(実印)で押印し、印鑑登録証明書(写し可)を添付して下さい。
 - 2 二重納付の場合は両方の領収証の写しを、自動車の抹消登録の場合は登録識別情報等通知書の写しを添付して下さい。自動車の抹消登録に伴う還付の場合、抹消登録が完了していないものはお取り扱いできません。
 - 3 譲渡人の氏名・住所に変更がある場合は、戸籍謄(抄)本・住民票(写しで可)等変更の事実が確認できる書類を添付して下さい。
 - 4 債権譲受人が法人の場合は実印(法務局への登記印)を押印して下さい。
- * 二重納付や抹消登録等を行った日の翌月5日(必着)までに納税通知書記載の県税事務所等へ提出(郵送可)して下さい。提出期限を過ぎたもの、記載事項や添付書類に不備があるもの、印影の不鮮明なものは受付できません。
- * 債権譲渡人に未納の徴収金がある場合、地方税法第17条の2の規定により、未納の徴収金に充当した後の残額を譲受人に還付します。

記入例

債権譲渡届出書

令和元年5月1日

県税事務局長
沖縄県 自動車税事務局長 殿
事務局長

(注) 提出先は所管の県税事務所等です。
納税通知書(領収証書)で確認のうえ、提出してください。
(所管の県税事務所等で收受された日が受理日となります)

下記の県税の過誤納金に伴う還付請求権を次の者に譲渡したので通知します。

納税義務者 住所 : _____
(債権譲渡人)
※自署による記入
氏名 : _____

実印を押印して下さい。
法人の場合は法務局への登記印

印

納税通知書(領収証書)に記載の課税番号

県税過誤納金

税目	税(年 月分)(課税番号)	
(自動車税の場合のみ記入)登録番号	沖・沖縄	※4月1日現在で記入してください。
納付年月日	年 月 日	
過誤納金発生理由	(二重納付・抹消登録・その他_____)	

県税過誤納金還付請求書

令和元年5月1日

沖縄県 県税事務局長
沖縄県 自動車税事務局長 殿
沖縄県 事務局長

上記県税の過誤納金について、債権の譲渡を受けたので還付を申請します。

なお、還付金受領後に譲渡人から不服の申し立てがあった場合は、一切責任を負います。

申請人 住所 : _____
(債権譲受人) (所在地)
氏名 : _____
(名称)
(代表者氏名): _____

法人の場合は
事務所等の所在地、名称
及び代表者氏名を記入し、
実印を押印して下さい。

印

T E L : () -

受	付	印

申請人 (債権譲受人)	銀行		支店
	当座・普通	口座番号	
振込先銀行等	(フリカ ^ナ)		
※郵便局への振込はできません。	名義人		

(注意事項)

- 納税義務者(債権譲渡人)の印は、印鑑登録した印(実印)を押印し、印鑑登録証明書(写し可)を添付して下さい。
 - 二重納付の場合は両方の領収証の写しを、自動車の抹消登録の場合は登録識別情報等通知書の写しを添付して下さい。
自動車の抹消登録に伴う還付の場合、抹消登録が完了していないものはお取り扱いできません。
 - 譲渡人の氏名・住所に変更がある場合は、戸籍謄(抄)本・住民票(写しで可)等変更の事実が確認できる書類を添付して下さい。
 - 債権譲渡人が法人の場合は実印(法務局への登記印)を押印して下さい。
- * 二重納付や抹消登録等を行った日の翌月5日(必着)までに納税通知書記載の県税事務所等へ提出(郵送可)して下さい。
提出期限を過ぎたもの、記載事項や添付書類に不備があるもの、印影の不鮮明なものは受付できません。
- * 債権譲渡人に未納の徴収金がある場合、地方税法第17条の2の規定により、未納の徴収金に充当した後の残額を譲渡人に還付します。